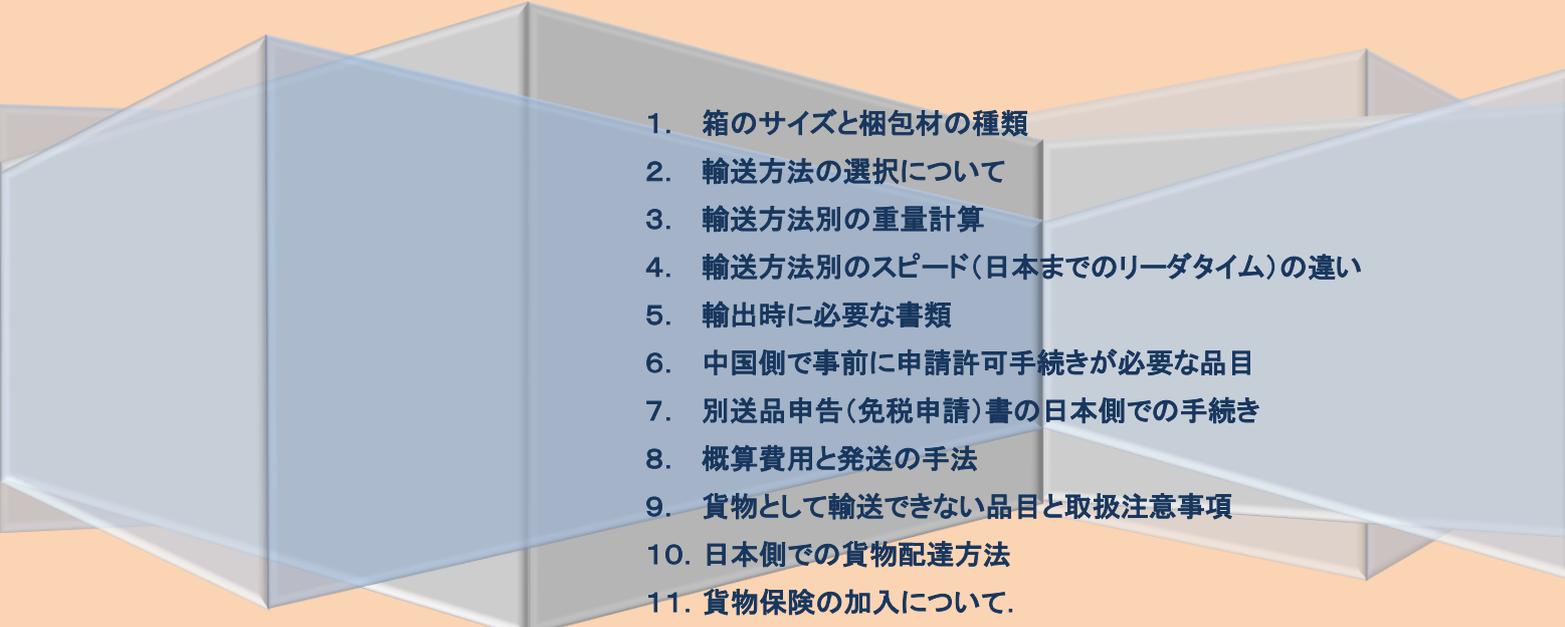


お引越し(別送品)マニュアル

UK-Global Logistics Co.,Ltd

- 
1. 箱のサイズと梱包材の種類
 2. 輸送方法の選択について
 3. 輸送方法別の重量計算
 4. 輸送方法別のスピード(日本までのリードタイム)の違い
 5. 輸出時に必要な書類
 6. 中国側で事前に申請許可手続きが必要な品目
 7. 別送品申告(免税申請)書の日本側での手続き
 8. 概算費用と発送の手法
 9. 貨物として輸送できない品目と取扱注意事項
 10. 日本側での貨物配達方法
 11. 貨物保険の加入について.
 12. 費用のご精算方法について

引越マニュアル

このマニュアルは、お客様がお引越しに関して十分なご理解のもと、納得のできるお引越しをしていただくために、当社をご利用いただきましたお客様からの質問事項や問題点をまとめたオリジナルのマニュアルです。また、数値などは、お客様毎で異なるため、あくまでも参考値として記述しておりますのでご承知おきください。ご不明な点がございましたら、当社担当までお問い合わせください。

1. 箱のサイズと梱包材の種類

- Sサイズ(46×35×35 cm)・・・書籍など重量物に使用します。
- Mサイズ(66×47×35 cm)・・・一般的な箱として使用します。
- Lサイズ(66×47×51 cm)・・・Mサイズの箱に高さがプラスされています。
- ロングサイズ(92×47×35 cm)・・・

横長の箱でスーツなどが寝かせられる箱です。

- ハンガーボックス・・・スーツなどを吊り下げた状態で輸送します。

梱包内部は空間が多いため海上便や国内引越しでは使用できませんが、航空輸送の場合はロングサイズの箱を使用される方がほとんどです。

- その他、ガムテープ・各種緩衝材等(割れ物や衝撃を吸収する材料)をご用意しています。



2. 輸送方法の選択について

- 航空輸送の特徴は、帰国日の寸前まで身のまわり品を使用し、尚且つ日本側での配達日までを最短でつなぐことができます。
- 海上輸送の特徴は、大量の貨物を安く輸送する場合に適していますが、貨物引取りから日本のご自宅までの配達までにはトータルで1ヶ月ほどかかる場合があります。

それぞれ、緊急度合や費用面からご検討いただきご判断をされることとなります。尚、当社比では 250 kg(約10箱/当社比)までの貨物量であれば、航空輸送の方が、日本までのトータル費用(Door to Door料金)としては早く安く輸送できるという計算になりますのでご参考にしてください。

3. 輸送方法別の重量計算

- 航空輸送の場合

航空貨物としての重量計算の方法は、箱のサイズで計算される容積重量と、実際の重さの実重量がありますが、双方の重量を計測し、重い方の重量が確定重量となります。

- ・Sサイズ・・・容積重量は約10kgで、本のみを詰めると、実重量は25～30kgになります。
- ・Mサイズ・・・容積重量は約19kgで、衣類のみを入れると15～20kgになります。
- ・Lサイズ・・・容積重量は約27kgで、衣類のみを入れると25～30kgになります。

・ロングサイズ … 容積重量は約 27 kgで、衣類のみを入れると 25～30 kgになります。

上記の重量は内容物により異なりますので、あくまでも参考値ということでご承知おきください。

容積重量の計算方法は、容積重量＝縦×横×高÷6,000 で算出された数値になります。

■海上輸送の場合

海上貨物としての重量計算の方法は、1立法(1m 四方)をミニマム設定とし、重量は1tとしています。これを、1RT(1立方/1t)と表記します。海上貨物はこの1RTがいくつあるかという海上混載輸送と、貨物量が多い場合は、コンテナ(20フィートコンテナ/40フィートコンテナ)をチャーターして輸送する方法とがあり貨物の重さや貨物量により選択するようになっていきます。

4. 輸送方法別スピード(日本までのリードタイム)の違い

■航空輸送の場合

<-2 日以前> … 貨物引取日 … 帰国日の1週間～前日までの間

<-1 日> …… 貨物輸出通関、貨物発送日 … 帰国日又は帰国日の前日

ご帰国日を「基準」としています

<+2 日> …… 別送品(免税)申告書の到着日 … 帰国日～2日以内

<+3 日> …… 輸入通関日 … 帰国日から3日目

<+5 日以内> … 配達日 … 帰国日から4日～5日目

■海上輸送の場合

<-20 日> …… 貨物引取日 … 輸出通関日の1週間前には貨物を引取りとなります。

<-14 日> …… 貨物輸出通関。

※本船出航日の約1週間前に、輸出通関手続きでパスポートを1日お預かりします事前通関も可能ですが梱包後になります。

<-7 日> …… 本船出航日(帰国日から逆算して、約1週間前の船を予約)

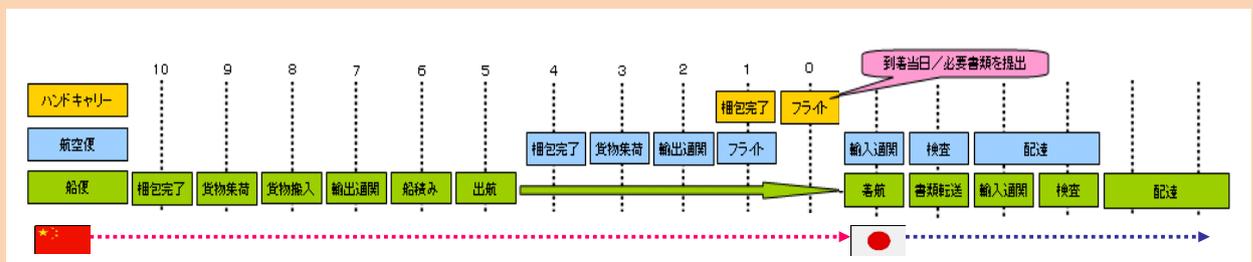
ご帰国日を基準としています

<+2 日> …… 別送品(免税)申告書の到着日 … 帰国日～2日以内

<+4 日> …… 輸入通関日(帰国日から4日目)

<+5 日> …… 税関検査日(1日間)

<+7 日> …… 配達日(帰国日から約1週間)



※上記スケジュールは、日中双方の土日祝日を除いたスケジュールです。尚船便は、日本向けの船の出航日が限定されているため、最大で土日を含む6日間は中国の港で貨物が待機する場合があります。

5. 輸出時に必要な書類

■航空輸送の場合

○パスポートのコピー(顔写真のページ) … 1枚

※貨物引取り時に担当者にお渡しください。

■海上輸送の場合

○パスポートの原本 … 通関手続き(2日間)に使用し、翌日(当日の場合もある)に返却。

6. 中国側で事前に申請許可手続きが必要な品目

■中国で輸出通関を行う前に事前に輸出許可手続きを行わなければいけない物品があります。

以下の物品を中国から持ち出す場合は、事前の準備が必要です。

○ワシントン条約に該当する物品 … 二胡、動植物の一部で作られた楽器や物品。

※二胡の輸出許可申請書は当社で申請代行を行っており、費用は代行手数料を含めて400円です。

※必要な書類は、購入した時の領収書、カード、パスポート(原本/受取日を含めて2日)

○動物(犬、猫などの生き物)類。

※動物は別途マニュアルがございますので当社担当までお問い合わせください。

※申請から、日本までの引取りまでトータルで180日(約6ヶ月)かかりますので、逆算して早めの準備をおすすめ致します。

○中国の薬(漢方薬を含む)や、食品など。

ワシントン条約に関する詳細は、以下の税関ホームページからご確認ください。

<http://www.customs.go.jp/mizuguiwa/washington/washington.htm>

7. 別送品申告(免税申請)書の日本側での手続き

■「別送品申告書」を2通記入し、帰国時の空港内の税関にて申告を行ってください。

※申告する場所は、イミグレーション(パスポートのチェック)を通過後、最終出口の手前の税関検査場の申告のある方(上部に赤の電光掲示板の文字の場所)で申告書を提出し申告を行ってください。税関からは簡単な質問がありますが、「海外で駐在又は生活していた身の回り品を送りました」とお答えください。

■2通を税関に提出すると、1通に税関が確認印を押して返却してくれます。その税関確認印のある「別送品申告書」とパスポートのコピー(下記参照)を、宅配便(佐川又はヤマトなどの貨物追跡ができる輸送方法)で、指定の場所(当社担当が別紙でお渡しします)へお送りいただければ手続きは完了となります。空港などでパスポートのコピーをとり、空港の宅配カウンターで発送することも可能ですが、カウンターによっては、貴重品ということで受託拒否される場合がありますので、その場合は最寄りの宅配便窓口(コンビニ)などで発送いただくことになります。



日本の住所、連絡先等の必要事項を記入

※チェック項目は、「いいえ」を選択したとき「自筆サイン」を記入してください。裏面の記入の必要はありません。

「はい」をチェックし、貨物の個数を記入

※「申告書」は当社でご用意させていただいておりますが、紛失や書き損じなどで必要になった場合は機内や空港内にも設置してありますのでご利用ください。また、税関捺印後の申請書を紛失された場合は、税金が発生することになりますので大切に保管し、発送してください。

■お送りいただく書類(送料はお客様のご負担となります)

①別送品申告書(税関印のあるもの)

②パスポートのコピー

・就労ビザの方(顔写真ページ、ビザのページ、帰国印のページの3箇所)

※ビザのページは、半年以上海外での生活が証明できること。すなわち、ビザの残り期限が半年以下であること。半年以上ある場合は、前年のビザも必要。

・観光ビザの方(顔写真ページ、出国印のページ、帰国印のページの3箇所)

8. 概算費用と発送の手法

■航空貨物は、Door to Door(貨物引取りから日本の指定の住所の戸口渡しまで)の料金で、kgあたり____元となります。重量の目安並びに、重量の計算方法は、「3」を参考にしてください。日本側で通関を行う際に免税申告手続き(別送品申告手続き)を行う場合は、その申告手続料として、10,000円(約700円)が輸送費に加算されます。梱包材料費は上記金額に含まれています。

※貨物が1箱の場合で、CIF価格(貨物の中味+国際送料)が1万円未満の場合は、日本側で税金が発生しません。これをうまく利用して3箱ある場合でも、1箱が1万円以下になるように設定し、3送状(又は3日に分けて)送ると税金が発生しない(別送品申告をしない方法)ということになります。この場合のデメリットは、貨物がバラバラに到着することと、貨物保険に入っても免責範囲(1万円以下の補償は免責)となるため保険加入しても意味がなくなります(郵便局と同様)。メリットとしては、郵便局まで持っていく手間や持込みにかかる費用もなく、梱包材料も無償のため費用がかからないということがメリットとなります。この場合の注意点として、貨物の中味の条件があります。革・毛皮製品(ワシントン条約)、やニット製品(セーター、衣類でも伸びる材質の製品は国内産業の保護の観点から課税品目としている)が入っていないことが条件となります。入っていた場合は、GIF価格が10,000円以下に設定しても、その対象商品の価値(インボイス設定価格)に対して、6%~10%の輸入関税と代引手数料の630円が発生し配達時に代金と引換になります。梱包する際には、上記の課税対象品目はハンドキャリー(ご帰国時の手荷物)の方に入れ、それ以外の品目を発送貨物の方に入れるような工夫が必要です。また、4箱以上(大量)の場合は、税関も不思議(本来は別送品申告を行わなければいけない貨物)に思うため別送品申告を行うことをおすすめ致します。ちなみに、郵便局が1送状で1箱30kg以内と定めているのは上記の理由からです。

従いまして、貨物を複数小口として送り申告手続料10,000円(約700円)を支払う場合と、個人貨物の一般申告として発送する場合とを比較していただき、発送方法をご選択されることをおすすめ致します。これは、郵便局へ持ち込んだ場合でも、日本側での通関時に税関検査となり課税対象貨物と判断された場合は最寄りの郵便局の窓口で納税し、貨物を引取るということと同じ意味になります。郵便局で発送した場合は、日本側での税関検査を免除される場合もありますが、課税となった場合は自らの車等で引取りにいかなくては

けないという手間も発生することになります。

※上記で表現する貨物の中味の値段は、新品購入時の価格ではなく、現在における評価価格(中古品としての商品価値)ということになります。たとえば、スーツは購入時に10万円だったとしても、そのスーツを現段階において10万円で下取りしてくれるのであれば10万円ということになりますが、誰も購入しないだろうという査定であれば「ゼロ」ということになります。しかし、貨物においての商品価格が「ゼロ」ということはありえないため300円とか500円という最低額がインボイス価格となり表記されるということになります。また、中古品の下着や肌着、仕事関連の書類、日用雑貨品、洗面道具などは、1枚(1個)の表記ではなく、20枚(個)一式で〇〇円とかという表記になります。詳しくは、当社担当までお問い合わせください。

■海上貨物は、RTにより異なりますので、当社スタッフが下見後に見積書をご提示させていただくこととなります。

9. 貨物として輸送できない品目と取扱注意事項

【受託禁止貨物】

- 危険物……花火、爆薬、ガス類、引火性・気化性物質、磁気関係品、毒・劇物、スプレー缶、液体、アルコール類など。
- 動植物製物品……動物、植物、種子、米、ゴザ、ワラ等。
- 貴重品……有価証券、貨幣切手、宝石宝飾品、貴金属、高額な美術品(絵画、陶磁器等)。
- ワシントン条約制限品目 ……象牙、皮革製品、毛皮、動物等で野生動植物保護条約で規制されている物品。
- その他……ポルノ関係物品、麻薬、鉄砲刀剣類、医薬品及び医療器具、泥、土砂、模造品、生鮮食品等。

【受託制限品目】

- 品目毎に20万円を超える新品の物品は別送品申告であっても免税適用はありません。化粧品を別送品で送る場合は24個までと規制されています。その他、個人使用の範囲を超える品目は関係法令により届出、許認可を必要とします。通関上特別な手続きを要する貨物(医薬品・食品類等)は超過料金が発生する場合があります。

【航空機に貨物として搭載できない物品】

- 携帯電話や時計の電池(リチウム電池やパソコンなどの内蔵電されている電池も含む)、コンタクトの洗浄液や化粧品などの液体製品、歯磨き粉などやロウソクなどの固形燃料、ペットボトルや、球状のゴム製品(ゴルフボール)など気圧により変形や爆発する可能性のある物品。これらの物品は、ハンドキャリーの預け荷物でお持ち帰りください。

【その他の注意事項】

- 中国で購入した食品は、日本側で食品検査となり約1ヶ月の時間と検査費用が別途発生します。動物の皮を使用して作られた楽器(二胡など)は中国の国家管理局で輸出許可証明が必要となりますのでご注意ください。

中国で購入した薬品類は日本側での通関時に中国側の医師が発行する「成分分析表」が必要となりますので事前に当社までご連絡ください。

- 中国で購入したDVD、ゴルフセット、ブランド品(カバン、洋服、アクセサリなど)は、偽物(コピー商品)の場合が多く、それらを本物であることを証明する領収書(発票)が必要となりますのでご注意ください。また、個人使用を目的として複製したDVDは、少量(10枚程度)であれば、検査対象にはなりません。大量になる場合は、通関時に閲覧検査が行われる場合もありますのでご注意ください。日本で購入したものは問題なく送ることができます。

10. 日本側での貨物配達方法

- 日本側での配達方法として、玄関先(戸口)までの配達と、家の中まで(開梱作業/廃材処理など)の配達では、配送業者が異なることから別途費用が発生し高くなります。費用を抑えたいという場合は、玄関先でお受け取りされることをおすすめいたします。また、室内搬入、開梱、据え付け、廃材処理などの業務は、当社が日本側で提携している専門の引越し業者がお伺いすることになります。

11. 貨物保険の加入について

- 貨物の内容物に関する保険はお客様がご自身でご加入いただくか、当社に保険加入のご指示をいただくこととなります。保険加入には、全ての商品に保険加入する場合と、限られた物品のみに加入する場合があります。保険料の計算は、物品価格×110%×0.4%「ミニマム保険料 10,000円(700円)で免責範囲は10,000円」となります。

12. 費用のご精算方法について

- 費用のご精算は、中国側でお支払いいただく方法と、日本側でお支払いいただく方法があります。日本側でお支払いいただく場合は、当社が提携する会社(株式会社ケイロジ)からのご請求となります。



名和環球物流有限公司

2013年11月22日 改定版